

# お知らせ

## 最低賃金のお知らせ

問 栃木労働局労働基準部賃金室  
☎ 028(634)9109

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは栃木県労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

### 【地域別最低賃金】

特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

最低賃金の件名	時間額
栃木県最低賃金	826円

【効力発生日 平成30年10月1日】

※一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

### 【特定最低賃金】

最低賃金の件名	時間額
塗料製造業	943円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	889円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889円
自動車・同附属品製造業	896円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	889円
各種商品小売業	850円

【効力発生日 平成30年12月31日】

※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

## 2019年農業用免税期間後の申請について

問 栃木県税事務所軽油引取税調査担当  
☎ 0282(23)6882

農業用の軽油引取税免税証については、市町ごとに申請期間を設けて申請の受付をしております。

今回、期間内に申請出来なかつた方について、下記により申請を受け付けますので、交付を希望する方はご利用ください。なお、今回の申請期間を過ぎますと、1年分の全量交付ができないことがありますので、ご注意ください。

### 受付

3月6日(水)、7日(木)

9時～11時30分、13時～16時

### 会場

下都賀庁舎 第2福利厚生棟

2階会議室

(栃木市神田町6-6)

### 対象地区

栃木県税管内全ての市町

(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

### 申請の際に持参するもの

① 免税軽油使用者証

② 印鑑

③ 免税軽油の引取り等に係る報告書(新規申請以外の方)

※納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証を添付(原本)

④ 使用者証更新手数料420円

※新規申請及び使用者証更新の場合

⑤ 耕作証明書

※新規申請及び耕作面積が変更になった場合(使用者証更新の場合)、耕作証明は不要

※新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

※新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

※国税及び地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。